

水源涵養林を取得しました

当土地改良区は昭和31年から天竜川上流部の山林(浜松市天竜区水窪町奥領家)において地権者と地上権設定の契約を締結し、水源涵養林育成事業を行っております。森林は豊かな水や空気を育むために欠かせない資源です。このかけがえのない財産を守るために始めた本事業は、その功績が認められ平成15年に国土交通大臣表彰を受賞しました。船明ダム(天竜川)から取水している寺谷用水は、磐田市の受益地区に農業用水を安定的に配水することを主目的とし日々維持管理を行っております。そして将来にわたり用水の安定確保に努めたいと考えてこの度、当該地を取得しました。



若手耕作者視察研修会

水の尊さや農業用施設の重要性について多くの方に知っていただくために視察の受け入れを行っています。平成29年度は、寺谷用水の将来を担う若手耕作者の皆様が来所され、寺谷用水の歴史について学び、農業用施設や船明ダムなどを見学しました。また、空気弁(マンホール)から漏水があった場合の対処法について研修しました。



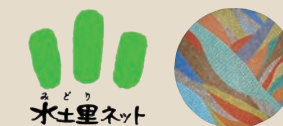
寺谷用水土地改良区 若手耕作者管内視察研修会 平成29年6月29日(船明ダム)

表彰関係

去る平成29年10月25日、ふじのくに千本松フォーラムプラサヴェルデ(沼津市大手町)において、第40回全国土地改良大会静岡大会が盛大に開催され、当土地改良区理事長 池田藤平が農林水産大臣表彰を受賞しました。土地改良大会は、個性と活力ある豊かな農業・農村の実現を目指し、全国の土地改良事業関係者が農業・農村の特徴や果たしている役割を改めて理解するとともに、時世の農政に即した土地改良事業の使命と果たすべき役割を発信するために毎年開催されています。



【発行】寺谷用水土地改良区
 〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地
 TEL.0538-32-4655
 FAX.0538-36-0609
 E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp
 H P http://www.teradani.com/



寺谷用水だより

News from TERADANI YOUSUI

No.23

平成30年7月吉日

理事長あいさつ

理事長 池田藤平



盛夏の候、組合員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当土地改良区の事業並びに運営につきまして御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月23日より通水が始まり、日に日に田圃の緑が色濃くなり、蛙の合唱も賑やかになって参りました。昨年は二度にわたり、合わせて42日間の節水を余儀なくされましたが、今年は順調に推移してほしいものです。

さて、昨年は当土地改良区にとって大きな出来事が二つありました。一つ目は、水源涵養林を取得したことです。当土地改良区は開祖350周年記念事業として昭和29年から3年にわたり、合計7合(反当)の玄米を組合員の皆様から拠出していただき、これを財源に水窪町において43町歩の山を分収林契約により借り受け、県費の補助を得てスギ、ヒノキを植樹し管理してまいりました。それから60年が経過し伐採の時期となりましたが、昨今の木材価格の低迷により利益を得られないことから、契約当初より管理を委託してきた水窪町森林組合に相談し検討を重ねた結果、当該地を山主から購入することができました。今後は間伐を行い水源涵養林として管理してまいります。天竜川の恩恵を受ける者として大変意義のあるものだと思っております。

二つ目は、寺谷用水が世界水遺産の候補になったことです。天正18年(1590年)開祖平野重定公が徳川家康公の命により寺谷地先の天竜川の支流から浜部地先まで、当時の73ヶ村に通じる大井堀を完成させました。それ以来、当地方では73ヶ村に井組(用水組合)を組織し、村々への分水過不足のないよう水元(枵樋)を操作することにより引入れの分量を調整し、管理にあたってきました。この精神が現在の寺谷用水土地改良区の傘下19の用水組合に継承されております。すなわち400年余の間、農業用水をしっかりと管理、運営してきたことこそ世界水遺産に値すると思え申請いたしました。残念ながら未だ認定に至っておりません。しかし私たちは先人が残してくれた遺徳に感謝し、これを誇りに思い頑張っている所存です。これからも当土地改良区の諸事業に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、今年はラニーニャ現象の影響による全国的な異常気象が心配されておりますが、無事稔りの秋を迎えられるよう、また併せて関係各位の御健勝、御多幸を祈念し御挨拶いたします。

【平成30年度通水情報】 通水開始: 4月23日 通水終了: 9月28日(予定)

平成29年度 事業関係

県営かんがい排水事業「天竜川下流寺谷地区」の整備が完了しました！

平成6年度から県営かんがい排水事業により、水田の基盤整備（パイプライン）を実施してきた「天竜川下流寺谷地区」が平成29年度をもって完了しました。

○地区の概要

事業期間	平成6年度～平成29年度 ※24年間
事業費	69億8,650万円
事業内容	ポンプ加压方式パイプラインL=133,000m 揚水ポンプ場 7箇所
受益地 (462ha)	豊田地区：宮之一色（一言・気子島他） 竜洋地区：仿僧東（大中瀬・小中瀬他）・仿僧西（西平松・駒場他） 磐田地区：前野（草崎）・尼ヶ崎南（万正寺・鮫島他）・小島 福田地区：大原（下大原・長池）



ポンプ場



ポンプ場内



給水栓

○事業の効果

この整備により農地集積や農作業効率の向上が図られるとともに安定した営農体系の確立や収量増加等が期待されています。パイプラインになったため、水の節約につながり水不足の心配が少なくなりました。

平成30年度 事業関係

県営河川応急対策事業 「小島堰地区」

※H31年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
旧頭首工施設撤去工事	仿僧川頭首工施設の撤去（小島可動堰）「左岸側取水樋管撤去・堤防復旧」

県単独農業農村整備事業

工事の種類	事業内容
ネットフェンス更新工事	高木幹線安全施設（ネットフェンス）の更新（磐田市豊田・加茂地先）
圧力タンク更新工事	竜洋畑かんポンプ設備（圧力タンク）の更新（磐田市駒場地先）

維持管理適正化事業 「宮之一色地区」

工事の種類	事業内容
主ポンプ分解整備工事	宮之一色ポンプ場の主ポンプオーバーホールφ350×2台 ファームポンド浚渫

用水路は危険です！

- 用水路付近では子どもを遊ばせないようにしましょう。
- 用水路は流れが速く深いので非常に危険です。
- 魚釣りなどでフェンスの中に入らないでください。
- 交通事故などでフェンスをこわしてしまった場合は、至急連絡ください。また、見かけた方はご一報ください。
- ゴミを捨てている人を見たらご注意ください。施設を破損させる原因になるだけでなく、用水が詰まり大事故になる恐れがあります。

ポンプ停止について(お願い)

電気料金が高騰しており、パイプライン組合の運営を圧迫しております。そこで、組合によっては【雨天】 【夜間】 【週末】など、一時的にポンプを停止することで電気料金の削減を図っておりますので、ご協力をお願い致します。

※組合毎にポンプを停止する時間帯は異なりますのでパイプライン組合広報誌や回覧をご確認下さい。
水の垂れ流しは「電気と用水の無駄使い」です。給水栓の徹底管理をお願いします。

用水取水について(お願い)

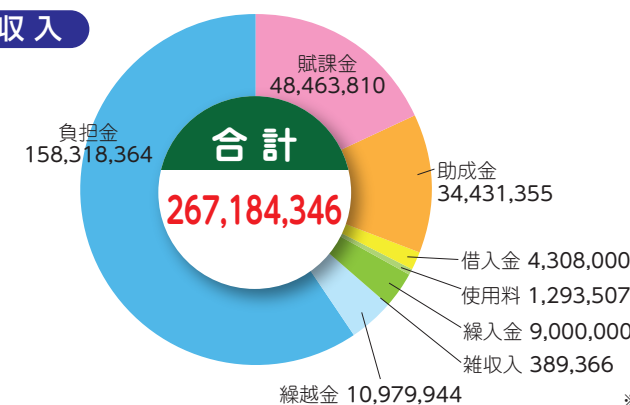
寺谷用水は限りある地域の水です。下流地区で耕作している方々のことも考えて必要以上の取水は控え、田んぼからの無効放流をやめましょう。ゲートや堰板を適切に管理するよう心がけてください。



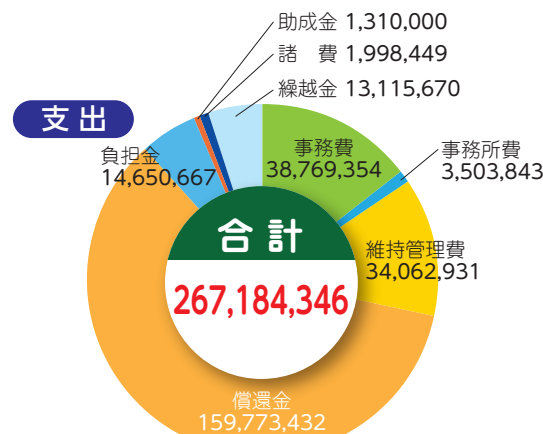
災害時には通水を緊急停止することがあります

平成28年度 一般会計決算 (単位:円)

収入



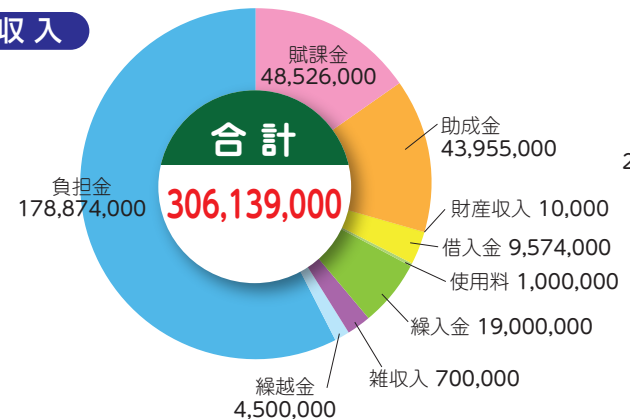
支出



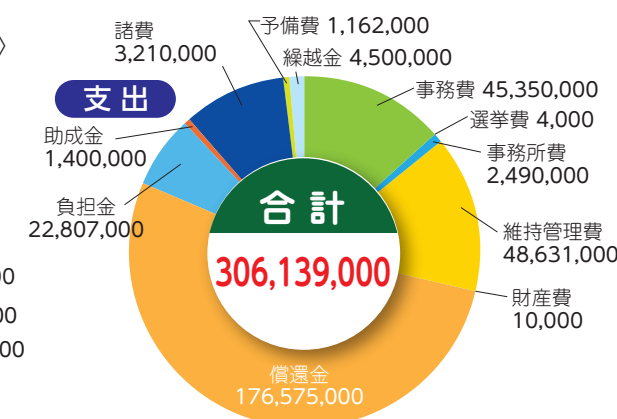
※平成29年度決算の承認は10月を予定していますので、前々年度決算を記載してあります。

平成30年度 一般会計予算 (単位:円)

収入



支出



寺谷用水土地改良区組合費(賦課金)について

平成30年度単価	3,300円/10a(3.3円/㎡) ※総代会議決による
納入時期	平成30年11月1日～11月30日(口座振替の方は末日引落) ※徴収期日の最終日が土曜日、日曜日にあたる場合は翌日となります。
備考	土地改良法第36条により用水利用の有無に関わらず賦課対象となります。 また、現況が田以外の状況(転作含)でも脱退手続きをされない限り対象となります。

口座振替(自動引落)をご利用ください

現在約9割の方が契約されています

決済金(脱退手続き)について

買収の場合誰が(地権者もしくは事業主)決済金を納めるのかははっきりさせ、後日のトラブルにならないようにしてください。

平成30年度単価	田 320円/㎡(畑かん地区の畑は田の3分の1) 事務手数料 1,000円/1件 ※総代会議決による
手続きが必要となる場合	農地転用し、宅地等として使用する場合。 利用目的を変更し、畑(温室含)として使用する場合。 公共事業等により収用される場合。 磐田市役所等に寄付する場合。
備考	決済金は土地改良法第42条に定められており、将来の維持管理費等に充てられます。

注意 パイプライン等事業受益の農地転用は原則認められません。